

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 2 9 日

石川県介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和 6 年能登半島地震に伴う介護支援専門員実務研修等の取扱いについて

令和 6 年能登半島地震に伴い、介護支援専門員実務研修等の実施に支障が生じることが想定されるため、下記のとおり取り扱うこととしました。貴県におかれましては受講者に不利益が生じることのないよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 介護支援専門員実務研修の取扱いについて

(1) 研修修了日の取扱い

今般の災害の影響により、研修スケジュールが延期・中止になり、当初予定していた時期に研修の全科目が終わらない場合において、受講していない科目について、後日、補講等により必要な知識を修得することを前提とした上で、当初予定していた研修の終了時期において、研修を修了したものと見なすことができること。

(2) 「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」の取扱い

今般の災害の影響により、実習受け入れ先の事業所が休業している場合など、実習の実施が困難な場合には、(1)の後日の補講での対応に替えて、実務に就いた後、当該勤務先の居宅介護支援事業所でのOJTとすることができること。

2. 介護支援専門員更新研修について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、令和 6 年能登半島地震が特定非常災害に指定されたことに伴い、該当する介護支援専門員に係る介護支援専門員証の有効期間の満了日を令和 6 年 6 月 30 日まで延長する措置が講じられたところであるが、今般の災害の影響により、研修スケジュールが延期・中止になった場合において、未実施の科目に係る研修・補講を実施する際には、介護支援専門員証の有効期間

の更新に間に合うよう、当該延長後の有効期間満了日を踏まえた研修開催日程を設定すること。

なお、当該延長後の有効期間満了日までに研修・補講を実施することが困難である場合には、必要と認める期間内は資格を喪失しない取扱いとすることができること。